

令和 7 年度沖縄市空家等除却費補助金

募集要領

募集期間

令和 7 年 5 月 26 日（月）～令和 7 年 11 月 14 日（金）

令和 7 年 4 月 23 日

沖縄市建設部

住まい建築課

趣旨

本市では、空き家の所有者等による適切な管理を推進し、地域住民の生活環境の保全を図る事を目的に、老朽化による倒壊や外壁等の飛散等による被害が発生する恐れがある空家等に対して、予算の範囲内において除却の係る費用の一部補助を行います。

1. 募集概要

(1) 補助金額

補助対象経費の5分の4、かつ上限額 700,000 円（千円未満切り捨て）

※ただし、補助対象経費を延べ床面積で割った1平方メートル当たりの額について、国土交通大臣が定める標準建設費の除却工事費（補助金の交付決定時点の額）を超える場合にあっては、補助対象経費は国土交通大臣が定める標準建設費の除却工事費に延べ床面積を乗じて得た額とする。

【国土交通大臣が定める標準建設費の除却工事費】（令和7年度）

- ・木造建築物の除却工事で 33,000 円を超える場合は 33,000 円
- ・非木造建築物の除却工事で 47,000 円を超える場合は 47,000 円

(2) 募集予定件数：3 件程度

(3) 募集期間：令和7年5月26（月）～令和7年11月14日（金）

ただし、先着順で交付申請を受付し、予算額（募集予定件数）に達した時点で受付を終了します。

(4) 申請書類等の提出先

沖縄市 建設部 住まい建築課 住まい係

住所：〒904-8501 沖縄市仲宗根 26 番 1 号 沖縄市役所 6 階

電話：098-939-1212 （内線 2645、2646）

申請書類等の提出の際には、住まい建築課担当者に事前連絡すること。

2. 対象要件等

(1) 対象地域：沖縄市内全域

(2) 対象となる空家等

ア 特定空家等※で（表1）のaとcを除くすべてに該当するもの

イ 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であり、住宅の不良度の測定基準による評点の合計が100点以上であるもので、（表1）のa～fの条件すべてに該当するもの。ただし、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものに限ります。

※特定空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「空家特措法」という。)第2条第2項において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のことです。

本市では、空家等の状態を十分に考慮し、沖縄市空家等対策推進協議会において審議したうえで最終的に市長が認定します。

(表1)

- a) 一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの。ただし、店舗兼住宅の場合、住宅に該当する部分の床面積が2分の1以上であるもの。
- b) 空家特措法第22条第3項の規定に基づく命令を受けていない空家等。
- c) 募集期間内に事前調査申請を行い、その後市長から不良住宅である旨の結果を受けていること。
- d) 空家等に抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者が当該空家等の解体について同意しているときは、この限りでない。
- e) 当該空家等に関して、国又は地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- f) 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと。

(3) 補助対象者

補助対象者(応募者)は、次の条件のいずれかに該当する者とする。

ア 空家等の所有者又は相続人(ただし、法人は除く)

イ 空家等の所有者又は相続人の全員から同意を受けた者

ウ その他空家等の解体及び除却に関し権限を有すると認められる者

※ただし、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者、当該年度又は前年度中に既に本市から補助金の交付を受けて、空家等の除却を行っている者、市税を滞納している者は、補助対象者になることができません。

(4) 補助対象工事

補助対象工事は、次の条件のいずれにも該当する工事とする。

ア 交付決定の通知を受けた後に着手(工事に係る契約等の締結を含む。)する工事

イ 建設業法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。)に係る許可等を受けた本市に本社がある法人または本市に事務所を有し、本市に住民登録をしている個人が行う工事

ウ 補助対象空家等のすべて（基礎やブロック塀、立木等を含む。）を除却し、その敷地を更地にする工事

（５）補助対象経費

補助対象経費は、補助対象空家等の除却に要した費用とする。また、補助対象空家等に付随する工作物の除去及び同一敷地内にある立木の伐採処分に要する費用を含む。なお、家財道具（家具、電化製品、家庭ごみ等）、車両、機械等の処分費は除く。

３．手続き

（１）事前相談

除却を予定している空家等が、補助対象要件に該当するか、また必要書類等の確認を行います。事前相談は必須です。相談でご来庁の際は、住まい建築課担当者へ事前連絡をしてください。

（２）事前調査

交付申請の前に、住まい建築課担当者が空家等の事前調査を実施します。申請される場合は、次の書類を提出してください。なお、書類の返却はいたしません。

※ア～エ、クは提出が必須なものです。オ～キ、ケは必要に応じて提出してください。

ア 事前調査申請書（第 1 号様式）

イ 空家等の位置図（付近見取図）

ウ 空家等の現場写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。）

エ 土地及び建物登記事項証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたもの。）又は所有者を確認できる書類（未登記の場合に限る。）

オ 所有者又は相続人が複数いる場合は、空家等の持分を有する所有者全員又は所有権の相続人全員の同意書（申請者分を除く。）

カ 所有者又は相続人から同意を受けた者が申請するときは、空家等の持分を有する所有者全員又は所有権の相続人全員の同意書

キ 相続人又は相続人全員から同意を受けた者が申請するときは、相続に関する書類一式（相続関係図、相続関係を証するための全ての戸籍謄本の写し等）

ク 本人確認書類（運転免許証の写し等）

ケ その他市長が必要と認める書類

（３）事前調査結果通知

住まい建築課担当者による事前調査を行ったときは、その結果について事前調査結果通知書（第 2 号様式）により、補助対象者（応募者）に対し通知します。補助対象要件等に合致している場合は、交付申請をすることができます。

(4) 補助金交付申請

申請者は事前調査結果通知日から 60 日以内又は令和 7 年 11 月 14 日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。なお、書類の返却はいたしません。
※ア～エ、ク及びコ～シは提出が必須のものです。オ～キ、ケ及びスは必要に応じて提出してください。ただし、事前調査申請時に提出した書類については省略することができます。

ア 補助金交付申請書（第 3 号様式）

イ 空家等の位置図（付近見取図）

ウ 空家等の現場写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。）

エ 土地及び建物登記事項証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたもの。）又は所有者を確認できる書類（未登記の場合に限る。）

オ 所有者又は相続人が複数いる場合は、空家等の持分を有する所有者全員又は所有権の相続人全員の同意書（申請者分を除く。）

カ 所有者又は相続人から同意を受けた者が申請するときは、空家等の持分を有する所有者全員又は所有権の相続人全員の同意書

キ 相続人又は相続人全員から同意を受けた者が申請するときは、相続に関する書類一式（相続関係図、相続関係を証するための全ての戸籍謄本の写し等）

ク 本人確認書類等（運転免許証の写し等）

ケ 補助対象空家等に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は、権利者の同意書

コ 市税が完納されていることを証する書類（申請日前 3 か月以内に発行されたもの。）

サ 補助対象工事を行う者（施工業者）が、建設業法の許可又は建設リサイクル法の登録を受けていることを証する書類

シ 補助対象工事の見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う者の押印があるものに限る。）の写し

ス その他市長が必要と認める書類

(5) 交付決定通知

交付申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付（変更）決定通知書（第 5 号様式）により申請者に対し通知します。

(6) 除却工事の実施

補助対象工事は、必ず交付決定通知を受けた後に工事を着手してください。

令和 7 年 12 月 12 日までに工事完了の報告書類を提出する必要があるため、交付決定を受けた後は、速やかに工事に着手してください。

除却工事は、関係法令等を遵守して実施してください。建物の除却（解体）工事

に当たっては、建築指導課への申請が必要後なる場合があります。また、敷地内に下水道課管理の排水路が通っている場合もありますので、解体前はそれぞれの課にお問い合わせください。

(建築指導課 098-939-1212 内線 2654、2655 下水道課 098-921-3125)

空家等を除却した後の敷地は、周囲に迷惑がかからないよう適切に管理してください。

(7) 工事内容の変更、工事の中止に係る取下げ

申請者は交付決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付決定変更申請書(第 4 号様式)に必要な書類を添えて提出してください。(なお、補助金の額に変更が生じない軽微な変更は除く)

また、交付決定を受けた後、やむを得ない理由により補助対象工事を取り止めるときには、速やかに補助金交付申請取下げ書(第 6 号様式)を提出してください。

いずれの場合も、住まい建築課担当者まで連絡し、必要な手続き等の確認を行ってください。

(8) 実績報告

申請者は補助対象工事が完了の書類として、令和 7 年 12 月 12 日までに、次の書類を提出してください。

ア 完了実績報告書(第 9 号様式)

イ 補助対象工事の除却工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの

ウ 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの

エ 補助対象工事の工事中、完了後の現場写真

オ その他市長が必要と認める書類

(9) 補助金額の確定

実績報告に係る補助対象工事が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうか審査し、適合していると認めるときは、補助金確定通知書(第 10 号様式)により申請者に通知します。

(10) 補助金の請求

申請者は補助金確定通知を受けた日から起算して 14 日以内又は令和 7 年 12 月 25 日のいずれか早い日までに、補助金請求書(第 11 号様式)を提出してください。補助金は事前に登録した口座へ振り込みます。請求後は 3 週間程度で振り込まれますので、補助金の入金を確認してください。

4. 留意事項

- (1) 活用を予定している補助金の財源によっては、国会又は本市議会の議決・予算措置が前提となることから、予算措置がなされなかった場合や補助対象外事業となった場合には、本市は一切補償しないため、予め留意すること。

- (2) 応募等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 補助金の申請は、一所有者等につき一事業年度に 1 回までとする。
- (4) 応募者の選考の取消等があった場合には、本市は一切の補償義務を負わないものとする。
- (5) 本市から指示があった場合を除き、提出後の資料の修正、変更、差替え等はいないものとする。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき、補助金を他の用途へ使用したときなどは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (7) 補助金の交付に関する詳細については、「沖縄市空家等除却費補助金交付要綱」も確認すること。

お問い合わせ先

沖縄市 建設部 住まい建築課 住まい係

住所：〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号 沖縄市役所 6 階

E-mail：a69sumai@city.okinawa.lg.jp

電話：098-939-1212 （内線 2645、2646）